

●協議第7号 『協定項目の調整の基本方針』についての協議結果

協議第6号の協定項目を協議していくにあたって、どのような基本方針で調整を行うかについて、次のとおり承認されました。

協定項目の調整の基本方針

1 基本的な考え方

協定項目の調整にあたっては、堺市の制度を基本に、これまでの美原町の行政制度の経緯を尊重し美原町の住民サービスや住民生活に急激な変化をもたらさないように配慮しつつ、次の5原則を総合的に勘案して実施します。

- ① 一体性確保の原則・・・合併後、速やかな一体性の確保に努める
- ② 福祉向上の原則・・・行政サービス及び住民福祉の向上に努める
- ③ 負担公平の原則・・・負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める
- ④ 健全な財政運営の原則・・・合併後において健全な財政運営に努める
- ⑤ 行財政改革推進の原則・・・行財政改革の観点から事務事業の見直しに努める

2 合併協議会への提案・協議の方法

合併協議会では、すべての調整事項について資料を提出し、そのうち住民生活に密接に関わる事項や、合併協議にあたり重要と考えられる事項については、両市町の差を具体的に示しつつ、協議することが決まりました。

●協議第8号 『市町村建設計画の策定にあたっての基本方針』についての協議結果

協議第6号の協定項目のうち、特に市町村建設計画の策定にあたっての基本的な方針について協議され、一部修正のうえ承認されました。

市町村建設計画の策定にあたっての基本方針

1 計画策定の目的

堺市及び美原町の合併に際し、両市町の住民に合併後の市の将来ビジョンを示すため、合併後の市の基本的なまちづくりプランとしての役割を果たす市町村建設計画を策定する。